

政令第二百四十二号

公認心理師法の施行期日を定める政令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

公認心理師法の施行期日は、平成二十九年九月十五日とする。